

令和8年3月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和8年3月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和8年3月25日(水)午後1時30分から午後2時14分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(11人)

会長:	1番:	松村 孝市	会長代理:	2番:	榎本 太
委員:	3番:	片野 敏彦	委員:	4番:	柳澤 兵庫
委員:	5番:	片野 賀津雄			
			委員:	8番:	安城 守英
委員:	9番:	三宅 寿晴	委員:	10番:	今井 輝子
委員:	11番:	長谷川 孝広	委員:	12番:	本間 浩
委員:	13番:	三浦 幸子			

農地利用最適化推進委員(8人)

委員:	中条:	15番:	高橋 一栄	委員:	中条:	16番:	吉村 優作
委員:	乙:	17番:	小泉 正	委員:	乙:	18番:	井上 優彦
委員:	築地:	19番:	信田 寿幸	委員:	築地:	20番:	水澤 幸男
委員:	黒川:	21番:	中川 金男	委員:	黒川:	22番:	中山 学

4 欠席委員(3人)

委員:	6番:	川上 勝之	委員:	7番:	南波 雅子
委員:	14番:	藤村 信広			

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について

第5号議案 胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について

第6号議案 胎内市農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:佐藤利勝、係長:小野智裕、主任:奥村正紀

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和8年3月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は11名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番片野敏彦委員、4番柳澤兵庫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、2月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>2月28日、新規就農・就業マッチングフェアが新潟市中央区の新潟県庁で開催され、安城委員が出席してございます。</p> <p>3月4日、第21回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都千代田区の砂防会館で開催され、三浦委員が出席してございます。</p> <p>3月18日、3月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご覧いただき審査していただきました。</p> <p>3月24日、新潟県農業会議通常総会が新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>第1号議案は、本総会出席委員に係る案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案の1番から7番は、譲渡人からの遺贈による贈与が1件、譲渡人からの要望による売買が6件の計7件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの遺贈により、西条及び赤川地内の田について贈与するもので、面積は合計12筆13,774㎡であります。法定相続者ではない譲受人に遺言により財産を譲る形となりますので、相続ではなく、第3条の申請となります。譲受人の耕作面積はありませんが、以前から耕作を行っており、この度の申請の際にも営農計画書の提出をいただいております。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により柴橋地内の田について売買するもので、面積は合計2筆342㎡であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円あります。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により柴橋地内の田について売買するもので、面積は1筆3,360㎡であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円あります。</p>

	<p>す。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>4 番の案件は、譲渡人からの要望により柴橋地内の田について売買するもので、面積は 1 筆 1,656 m²であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり〇〇円であります。</p> <p>5 番の案件は、譲渡人からの要望により八田地内の田について売買するもので、面積は 1 筆 1,156 m²であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり〇〇円であります。</p> <p>6 番の案件は、譲渡人からの要望により寅田地内の田について売買するもので、面積は 1 筆 1,166 m²であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり〇〇円であります。</p> <p>7 番の案件は、譲渡人からの要望により乙地内の畑について売買するもので、面積は合計 2 筆 241 m²であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円あります。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 7 番は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の 1 番から 7 番の事前審査結果について、8 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 3 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 7 番は、譲渡人からの遺贈による贈与が 1 件、譲渡人からの要望による売買が 6 件の計 7 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案の 1 番から 7 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11 番	<p>特定遺贈とはどういうものか。また、譲受人は耕作をしているのですか。2 点質問します。</p>
事務局	<p>このたびの遺贈は、財産の全部ではなく、一部となるため、特定遺贈となります。また、今回はお孫さんに当たる方への農地の遺贈となるため、農地法 3 条の手続が必要となります。譲渡人と譲受人は同居しており、譲受人は耕作している状況であります。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第1号議案の1番から7番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第1号議案の1番から7番は許可することに決定いたしました。 続きまして、第1号議案の8番の案件についてですが、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案の8番をご説明いたします。 議案書2ページをお願いします。 第1号議案の8番は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。 8番の案件は、譲渡人からの要望により横道地内の畑について売買するもので、面積は1筆399㎡であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。 第1号議案の8番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の8番の事前審査結果について8番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。 第1号議案の8番は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく願います。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の8番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p>

	<p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の8番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第1号議案の8番は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、駐車場整備のための転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、並槻地内の田において、駐車場整備の転用で、申請面積は1筆230㎡であります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、8番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、駐車場整備のための転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p>

	<p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、砂利採取のための事業計画変更が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、築地地内の畑から砂利採取のための一時転用において、当初計画期限での砂利採取が困難なため、期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和 7 年 4 月 15 日から令和 8 年 4 月 14 日までの許可を、令和 9 年 4 月 14 日までとするものであります。砂利採取面積の変更はありません。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、8 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、砂利採取のための事業計画変更が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11 番	<p>事業計画の変更ということで、作業が困難な状況は特別な何かがあったのか。</p>
事務局	<p>事前審査会の中で業者への聞き取りをしたところ、販売自体の不振や採取にかかる人手不足により期間までに事業が終わらなかったとの内容となっております。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p>

<p>議長</p>	<p>これより採決をいたします。 第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p> <p>全会一致と認めます。 よって、第 3 号議案は承認することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。 第 4 号議案は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。 事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 4 号議案をご説明いたします。 議案書 5 ページをお願いします。 第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 81 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 55 件、使用賃借権を新規に設定するものが 5 件、賃借権を再設定するものが 20 件、使用賃借権を再設定するものが 1 件の計 81 件であります。 1 番から 5 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 17,000 円から 28,800 円であります。 議案書 6 ページをお願いします。 6 番から 10 番は、中間管理機構と 9 年間から 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円から 15,000 円であります。 議案書 7 ページをお願いします。 11 番から 15 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 9,000 円から 14,000 円であります。 議案書 8 ページをお願いします。 16 番から 20 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 9,000 円から 26,000 円であります。 議案書 9 ページをお願いします。 21 番から 25 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 20,000 円であります。 議案書 10 ページをお願いします。 26 番から 30 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 15,000 円から 16,000 円であります。 議案書 11 ページをお願いします。 31 番から 35 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 6,600 円から 26,000 円であります。 議案書 12 ページをお願いします。 36 番から 40 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 20,000 円から 26,000 円であります。</p>

	<p>議案書 13 ページをお願いします。</p> <p>41 番から 45 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 10,000 円から 15,000 円であります。</p> <p>議案書 14 ページをお願いします。</p> <p>46 番から 50 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 11,000 円から 12,000 円であります。</p> <p>議案書 15 ページをお願いします。</p> <p>51 番から 55 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 9,000 円から 10,000 円であります。</p> <p>議案書 16 ページをお願いします。</p> <p>56 番から 60 番は、中間管理機構と 11 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>議案書 17 ページをお願いします。</p> <p>61 番から 65 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 18,000 円から 23,000 円であります。</p> <p>議案書 18 ページをお願いします。</p> <p>66 番から 70 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 5,000 円から 17,000 円であります。</p> <p>議案書 19 ページをお願いします。</p> <p>71 番から 75 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 4,000 円から 23,000 円であります。</p> <p>議案書 20 ページをお願いします。</p> <p>76 番から 80 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 10,000 円から 23,000 円であります。</p> <p>議案書 21 ページをお願いします。</p> <p>81 番は、中間管理機構と 11 年間の使用貸借権を再設定するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 81 番の事前審査結果について、8 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 81 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 55 件、使用貸借権を新規に設定するものが 5 件、賃借権を再設定するものが 20 件、使用貸借権を再設定するものが 1 件の計 81 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 81 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権設定の1番から81番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第4号議案の利用権設定の1番から81番は、承認することに決定いたしました。 次に、第4号議案の利用権設定の82番から85番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
	(議事参与委員・退室)
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の82番から85番をご説明いたします。 議案書21ページをお願いします。 第4号議案の利用権設定の82番から85番は、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが4件であります。 82番から85番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は17,500円から23,000円であります。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の82番から85番の事前審査結果について、8番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。 第4号議案の利用権設定の82番から85番は、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが4件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の82番から85番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 4 号議案の利用権設定の 82 番から 85 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p>
	(議事参与委員・入室)
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 82 番から 85 番は、承認することに決定いたしました。 次に、第 5 号議案「胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 5 号議案をご説明いたします。 議案書 22 ページ、23 ページをお願いします。 第 5 号議案の農業委員会事務局設置規則の一部改正につきましては、胎内市事務委任規則の改正に合わせて、一部改正を行うものであります。 改正内容としまして、「農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令」に基づき、農業委員会事務局が市から事務委任を受ける形で基盤強化法での所有権移転について嘱託登記を行っておりましたが、政令の廃止及び農業経営基盤強化促進法の改正によりその事務についてはできなくなったため、農業委員会事務局設置規則の業務から削除するものであります。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 5 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 5 号議案について、事務局説明のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p>
	(農業委員：挙手)

議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第5号議案は、承認することに決定いたしました。 次に、第6号議案「胎内市農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案を説明いたします。 議案書21ページをお願いします。 第6号議案は、先週18日に発表されました胎内市職員の人事異動の内示に伴いまして、4月1日付けで異動発令となる農業委員会事務局職員の転出及び転入に関する案件であります。 異動する職員は、農業委員会の職を免ずる者として、佐藤利勝農業委員会事務局長については、農林水産課課長と併任しておりましたが、併任について解除となりました。新たに事務局長は小野智裕農業委員会係長が係長職務での兼務となります。 次に上下水道課へ転出することとなりました奥村正紀主任であります。 また、同日付けで転入し、農業委員会事務局職員として任命される者は、福祉介護課五十嵐一磨主事であります。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第6号議案は、人事に関する案件でありますので、質疑を省略し採決します。 第6号議案について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第6号議案は承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和8年3月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和8年3月25日

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____